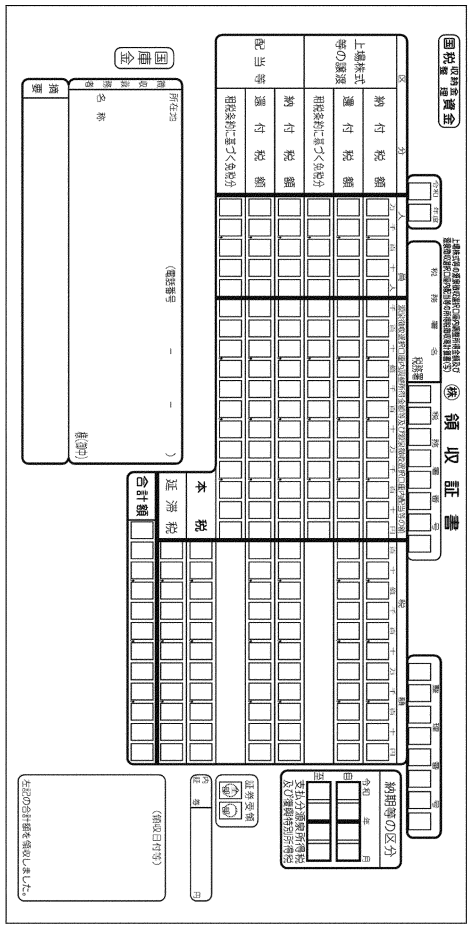
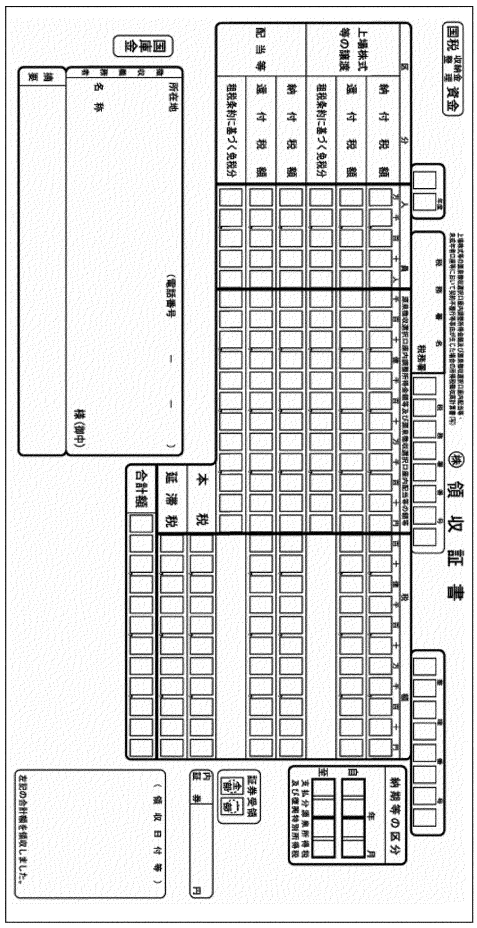
（第３片）



備考

別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

（第３片）



備考

別紙第１号書式（その１）備考１、２及び８は、この書式について準用する。

附　則

１　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○厚生労働省令第百三十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に関する暫定措置） **第十五条の四の五**　（略） （削る）	**附　則** （法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に関する暫定措置） **第十五条の四の五**　（略） ２　前項に規定する産業雇用安定助成金は雇用維持支援コース奨励金及び事業再構築支援コース奨励金とし、雇用維持支援コース奨励金は次の各号に定める事業主に対して支給し、事業再構築支援コース奨励金は第十四項各号に定める事業主に対して支給するものとする。 一　新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（出向計画期間の初回の出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、出向をした者に係る出向の状況及び出向を